

尼崎市告示（尼納税）第2号

公 示 送 達

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、当該書類を尼崎市総務局税務管理部納税第2課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付します。

令和8年5月27日

尼崎市長 松 本 眞

氏名	Y O R K R I C H A R D A L A N	
備考	処分番号：26000548	
<u>根拠となる法令</u> 国税徴収法第54条		